

中小企業向け支援制度 合同説明会

令和5年度補正及び令和6年度当初予算関係

経済産業省

中国経済産業局中小企業課

主な予算・税制による支援 I

- 1) 価格転嫁対策
- 2) 民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減
- 3) 省力化対策

中小企業等関係予算(令和5年度補正・令和6年度概算要求)

中小企業対策費	令和5年度	令和6年度 + 令和5年度補正計上額
	1,090億円	1,082億円 + 5,420億円

【1】物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- 適切な価格転嫁が行われるよう、価格交渉促進月間等を通じた取引適正化の促進を強化する。また、資金繰り支援を通じて中小企業・小規模事業者の事業継続を強力に支援するとともに、経営者保証改革を進める。
- 目の前の需要を人手不足のためにとりこぼすことがないよう、省力化投資を強力に支援し、持続的な賃上げに向けた環境整備を図る。

<価格転嫁対策>

当初 中小企業取引対策事業【28億円】+ **補正** 【8.3億円】

価格交渉促進月間（3月/9月）のフォローアップ調査に基づく企業名公表や、大臣名で経営トップへ「指導・助言」。下請GMENを330名に増強し、取引実態の把握を強化。下請かけこみ寺での相談対応や、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上

<資金繰り支援>

当初 日本政策金融公庫補給金【147億円】 日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げため、利子補給を実施

補正 中小企業等の資金繰り支援【680億円】(財務省計上分51億円含む)

金利引下げ、資本金劣後ローンの供給等の継続・運用見直し。処理水放出に伴い売上減少に直面した水産加工業者に対する支援等

補正 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【71億円】+ **当初** 【14億円】

新たな借換保証制度、経営者保証を徴求しない創業時の信用保証制度を創設。保証協会による中小企業等の経営支援を実施

当初 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【146億円】+ **補正** 【52億円】

中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

<省力化対策・賃上げ対策>

補正 中小企業省力化投資補助制度【1,000億円】(既存基金の活用等含め総額5,000億円規模。事業再構築補助事業を再編)

人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入への簡易で即効性ある支援を新設

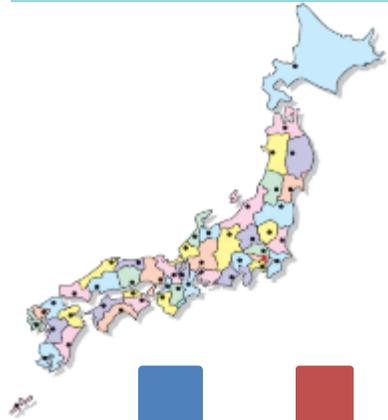
補正 中堅・中小大規模成長投資補助金【1,000億円】 ※国庫債務負担含め3,000億円

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応するために行う、工場等の拠点の新設、大規模な設備投資を促進

下請かけこみ寺

- 下請代金の減額や消費税の転嫁など企業間取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決手続を行うため、各都道府県の下請企業振興協会の協力を得て、**本部（東京）及び全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置。**

企業間取引に関する様々な相談に相談員等が応じます。
裁判外紛争解決（ADR）手続により簡易・迅速な紛争解決を行います。
相談費用や調停費用は無料です。



相談者
(中小企業)

下請かけこみ寺

一般的な取引に関する相談

親事業者との交渉方法等、
適切な助言を行い、解決へと導く

下請代金支払遅延等防止法・
独占禁止法に関する相談

法令違反が疑われる場合は、
速やかに経済産業局に相談案件を取り次ぐ

裁判外紛争解決を希望する場合

希望者の所在地を勘案し、
調停人（弁護士）を紹介

無料弁護士相談を希望する場合

希望者の所在地を勘案し、
最寄りの弁護士事務所を紹介

運送業の取引に関する相談

適正取引相談窓口を紹介

建設業の取引に関する相談

駆け込みホットライン、建設業取引適正化センター
又は建設紛争工事審査会を紹介

下請かけこみ寺 相談用フリーダイヤル：0120-418-618（最寄りのかけこみ寺に繋がります）

価格転嫁サポート体制の強化

- 7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業等に対する価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援を実施。
- 商工会議所・商工会等へ価格交渉ハンドブックを配布、支援機関においても価格転嫁に関する基本的な知識の習得支援等を行い、中小企業の価格転嫁を支援する全国的なサポート体制を整備。

<価格転嫁サポート窓口の支援イメージ>

価格転嫁ができた理由（複数回答）



-
-
-

・原価管理に係る**基礎支援**

原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に**必要な情報の把握手法等**について助言。

・製品原価算出に係る**実践的な提案**

個々の企業の実態を踏まえた、具体的な**製品毎の原価の算出方法等**を提案。

価格転嫁サポート窓口 (よろず支援拠点)

②原価計算の支援

①経営相談

中小企業

③原価を示した 価格交渉

④コスト増加に応じた支払い

取引先

(出典) 株式会社帝国データバンク資料
(2023/2/9 特別企画：
価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート)

交渉・転嫁に関する情報提供、相談窓口

- 経産省トップページの遷移先に価格交渉フォーマットや、価格交渉の根拠資料になるデータ（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等）など、価格交渉・転嫁に役立つ情報を集約して掲載。
- 価格転嫁や下請取引に関する相談については、全国のよろず支援拠点の「価格転嫁サポート窓口」や「下請かけこみ寺」等で対応。



申請・お問合せ

English

サイトマップ

本文へ

文字サイズ変更

アクセシビリティ
閲覧支援ツール

ニュースリリース

会見・談話

審議会・研究会

統計

政策について



① クリック

注目ワード

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和6年度概算要求・税制改正要望等

令和5年度補正予算

みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと 必然のDX (METI Journal 12月政策特集) ロシア・ベラルーシ向け輸出禁止措置

1. 価格転嫁・取引適正化対策の最近の動きと今後の方針(令和6年1月25日)

中小企業庁では、価格転嫁対策や下請取引の適正化のための様々な施策を講じております。足元の価格転嫁・取引適正化施策と今後の施策展望について、以下にまとめました。

- 価格転嫁・取引適正化対策の最近の動きと今後の方針(令和6年1月25日)(PDF形式: 3,372KB)

2. 価格交渉促進月間

毎年3月と9月を価格交渉促進月間として設定し、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指しています。各月間の終了後、(1)実際に交渉や転嫁が出来たかを調査し、その結果を公表するとともに、(2)状況の良い親事業者に対して、下請中小企業振興法に基づき、大臣名での指導・助言を実施します。

- 価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果

3. 価格交渉・転嫁の支援ツール

昨今の急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備すること重要です。公正取引委員会と内閣官房が公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」など、価格交渉・転嫁に役立つ情報をまとめております。

- 価格交渉・転嫁の支援ツール

② クリック

遷移先

クリック③

3 労務費(定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)			
(例1)			
改定前の 労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い基法(定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	賃金向け売 上比率	金額
円	円	%	円
(例2)			
現在の労務 費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
円/人・日	人・日	%	円
小計	円		
4 その他			
(例) 設備償却費、保管料、輸送費等			
小計	円		

また、指針では、以下の窓口に相談するなどして、積極的に情報を収集して交渉に臨む

- 下請かけこみ寺(概要・拠点一覧)
- 価格転嫁サポート窓口(概要・拠点一覧)

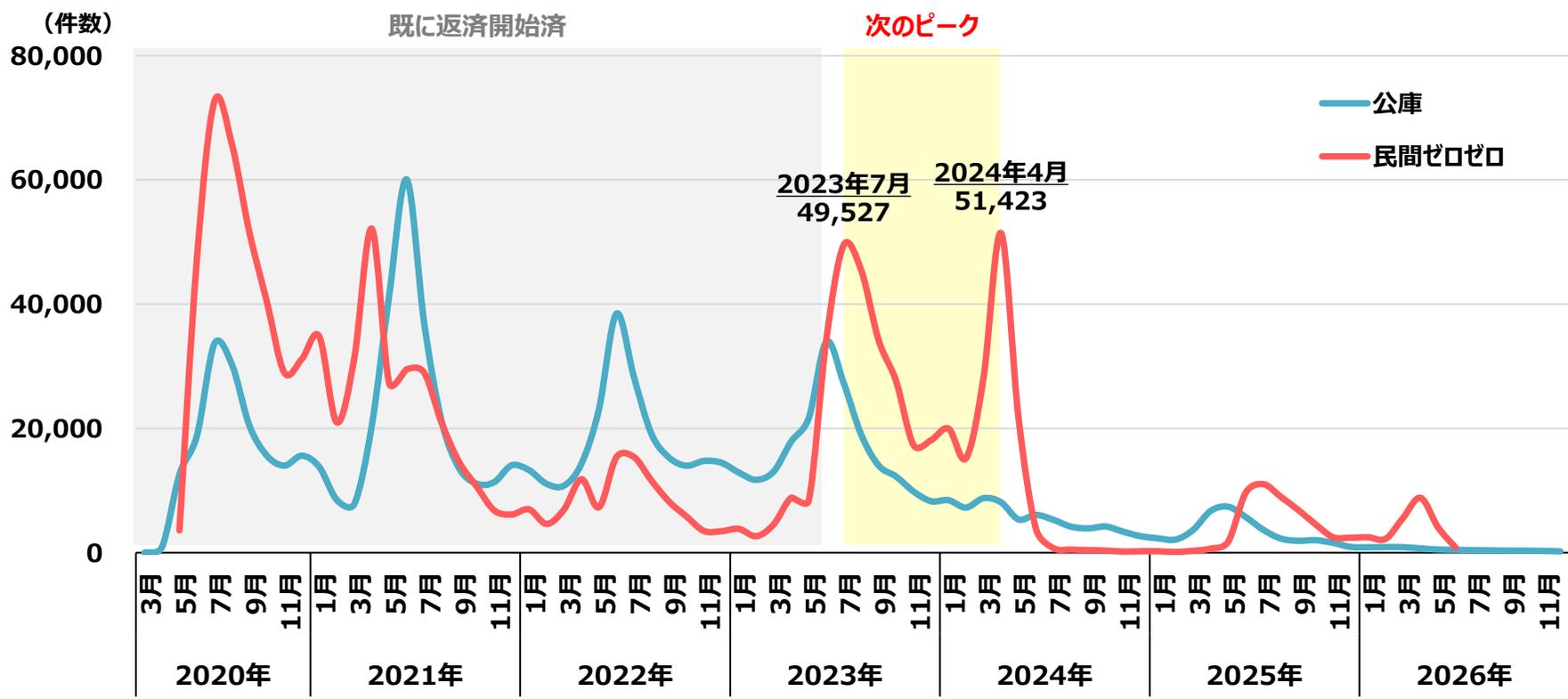
さらに、指針では、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の作成の際に、公表資料に基づき双方におかれましては、以下の公表資料をご参考にさせていただきます。

- 労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料(例)

コロナ関連融資の返済開始は2023年7月以降に集中

- **日本公庫のコロナ融資**の返済開始時期のピークは**既に到来**（2021年6月,2022年6月）。
 (※) 政府系のコロナ融資は借換可能。
- 他方、今後、**民間ゼロゼロ融資**の返済を開始する者の返済開始時期は**2023年7月～2024年4月に集中**。(※) 制度開始直後の返済開始のピークは、念のために民間ゼロゼロ融資を借りた者が返済を行ったことが要因と考えられる。

コロナ関連融資の返済開始時期の実績と見通し（2023年3月末時点）



(*1) 民間ゼロゼロの数値は、日本政策金融公庫における保険引受件数。すべて、2023年3月末時点の数値。
 (出所) 日本政策金融公庫、信用保証協会連合会提供データより作成。

主な中小企業資金繰り支援メニュー

9月末

12月末

2024年3月末

民間金融機関
(信用保証制度)

借換保証
(売上▲5%等、保証料0.2%)

※100%保証の融資を借り換える場合は当該融資の残高までは100%保証

セーフティネット保証4号
(売上▲20%、100%保証)

借換目的での利用は継続
(当面は本年12月末まで継続)
※新規融資のみでの利用は終了

借換目的での利用は継続
(当面はR6年3月末まで継続)
※新規融資のみは対象外

政府系金融機関

公庫のスーパー低利融資
(売上▲5%等 金利▲0.9%)

**「スーパー低利融資」から
低利融資 (▲0.5%)** に見直した上で、
6ヶ月延長 (～2024年3月)

公庫の資本金劣後ローン

限度額引上げ (10→15億) +6ヶ月延長 (～2024年3月)

セーフティネット貸付の金利引下げ
(利益率▲5% 金利▲0.4%)

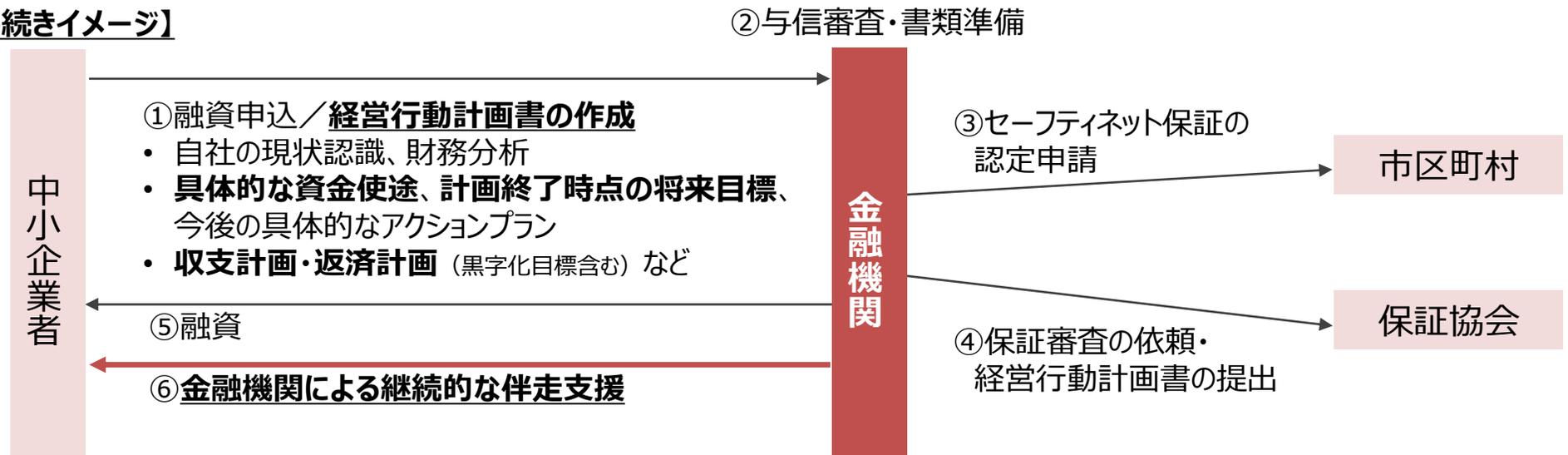
6ヶ月延長 (～2024年3月)

コロナ借換保証の概要

【制度概要】

- 保証限度額：（民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る）**1億円（100%保証の融資は100%保証で借り換え可能）**
 - 保証期間等：10年以内（据置期間5年以内）
 - 保証料率：下記①、②の場合は0.2%。③、④の場合は0.2～1.15%（財務状況による）
 - 下記①～④のいずれかに該当すること。また、**金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成**が必要。なお、セーフティネット保証4号については、2023年10月1日以降の認定申請分から資金用途を借換に限定。
- ① **セーフティネット4号**の認定（売上高が20%以上減少していること。最近1ヶ月間（実績）とその後2ヶ月間（見込み）と前年同期の比較）
 - ② **セーフティネット5号**の認定（指定業種であり、売上高が5%以上減少していること。最近3ヶ月間（実績）と前年同期の比較）
※①②について、コロナの影響を受けた方は前年同期ではなくコロナの影響を受ける前との比較でも可。
 - ③ **売上高が5%以上減少していること**（最近1ヶ月間（実績）と前年同月の比較）
 - ④ **売上高総利益率／営業利益率が5%以上減少していること**（③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較でも可）

【手続きイメージ】



挑戦する中小企業応援パッケージ

I. 将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援

- ① セーフティネット保証4号（100%保証）の借換目的での利用継続（新規融資のみでの利用は23年9月末で終了）【当面は23年12月末まで】
- ② 事業再構築等への挑戦を応援すべく、日本公庫等の資本性劣後ローンの限度額引上げ（10億円→15億円）、延長【24年3月末まで】
- ③ 日本公庫等のスーパー低利融資を、金利引下げ幅は縮小（▲0.9%→▲0.5%）の上、延長【24年3月末まで】
- ④ 物価高騰対策のセーフティネット貸付の金利引下げ措置を延長【24年3月末まで】

II. 挑戦する中小企業の経営改善・再生支援の強化

- 挑戦意欲がある中小企業の経営改善や再生支援を加速していくべく、総合的な支援策を展開する。

経営改善・再生支援の体制整備

- 関係者一丸となった経営改善・再生支援を進めるため、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」（仮称）を設置。
- 官民金融機関による経営改善・再生支援の取組状況等をきめ細かくフォロー。

経営改善フェーズ

- ① 信用保証協会による経営改善支援の強化
→ 民間金融機関等との連携による支援を強化するため、協会向けの監督指針を改正。【2024年度】
- ② 民間金融機関による経営改善支援の促進
→ 「早期経営改善計画策定支援事業」（支援費用の2/3を補助）等について、100%保証先等に、民間金融機関も一定の条件で利用を認める。【2024年度】
- ③ 経営者保証改革の促進
→ 保証料上乘せにより経営者保証の提供を選択できる信用保証制度において、時限的な保証料負担軽減策を検討。【2024年度】
→ 金融機関が経営者保証を徴求する手続に対する監督強化など「経営者保証改革プログラム」の実行、事業成長担保権の創設。【2023年度法案提出を目指す】

再生フェーズ

- ① 商工中金の危機対応融資先への支援強化
→ 危機対応融資を活用した事業者に対して、DES（債務の株式化）による再生支援を可能とする。【2023年10月】
- ② 事業再生ガイドラインの運用改善等
→ 第三者支援専門家補佐人の選定要件（対象債権者の全員同意）の緩和の検討等。
→ ガイドラインの活用事例の公表。【2023年10月】
- ③ コロナ資本性劣後ローンの運用明確化
→ 私的整理時であっても一定の場合（例：民間金融機関が協調融資の際に既存債権を劣後化している場合）には、劣後化されることがあり得ることを明確化。【2023年10月】

再チャレンジフェーズ

- ① 中小企業活性化協議会の体制強化
→ 円滑な再チャレンジを支援するため、協議会の弁護士数を倍増開始（26名→50名）。【2023年度】
- ② 廃業時の取扱いの明確化
→ 廃業手続の早期着手により、手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化（「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」の改定の検討）。
→ 保証人の自己破産回避に向けた好事例の公表。【2023年】
- ③ 求償権消滅保証の運用改善
→ 金融取引を正常化させる求償権消滅保証の利用時の計画の対象に、「経営改善計画策定支援事業」による計画も含める。【2023年10月】

「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の促進

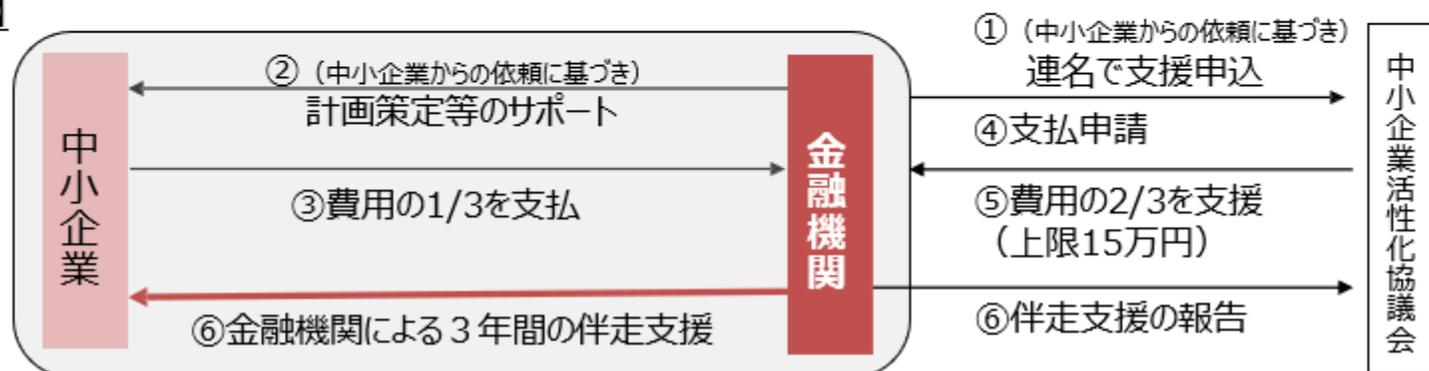
【制度概要】

- ❑ 中小企業の早期の経営改善への取組を後押しするべく、中小企業が、民間金融機関に対しても、資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった計画策定の支援を依頼できることを目的とする。
- ❑ 実施期間：2024年2月より1年間
- ❑ 補助額等：補助上限15万円（計画策定費用の2/3を上限として補助）
- ❑ 下記①～④のすべてに該当すること。また、金融機関による3年間の伴走支援が必要。
 - ① 支援を受ける中小企業（以下、「支援対象者」という）は、民間ゼロゼロ融資（借換分^{（注1）}を含む）を利用しており、利用申請時点において当該融資の残高があること
 - ② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク^{（注2）}であること
 - ③ 支援を行う金融機関における、支援対象者の民間ゼロゼロ融資（借換分^{（注1）}を含む）の保証債務残高が2,000万円以下であること
 - ④ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する融資総額が、民間ゼロゼロ融資（借換分^{（注1）}を含む）の保証債務残高の2倍以内であること

注1) 本件における借換分とは、民間ゼロゼロ融資を借り換えて、民間ゼロゼロ融資でない保証協会付融資になっている場合を含む。借換えの際、追加融資を伴う場合、残高は追加融資分を含んだ融資残高とする。

注2) 本件におけるメインバンクとは、上記融資の利用申請時点または利用申請の直近決算時点の融資残高が、最も多い金融機関をいう。ただし、取引年数や取引状況等を勘案した上で、支援対象者がメインバンクと認める場合はこの限りでない。

【手続きイメージ】



中小企業省力化投資補助事業 (中小企業等事業再構築促進事業を再編)

令和5年度補正予算額 1,000億円

経営支援課
(tel:082-224-5658)

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

I o T、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



枠	申請類型	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下 200万円(300万円)	従業員数21名以上 1000万円(1500万円)	1/2
	従業員数6~20名 500万円(750万円)		
	※賃上げ要件を達成した場合、 ()内の値に補助上限額を 引き上げ		

成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を目指す。

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

令和5年度補正予算額 **1,000億円**（中小企業等事業再構築基金の活用等含め総額 5,000 億円規模）

- 人手不足に悩む中小企業の省力化投資を強力に支援。
- 人手不足解消に効果がある商品を予め「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

カタログ掲載機器（IoT、ロボット等）のイメージ

・無人搬送ロボット



著作者：user6702303／出典：Freepik

https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes_18321421.htm#query=agv&position=14&from_view=keyword&track=sph

・検品・仕分けシステム



著作者：macrovector／出典：Freepik

https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon_23182671.htm#query=%E6%A4%9C%E5%93%81%E8%A3%85%E7%BD%AE&position=31&from_view=search&track=ais

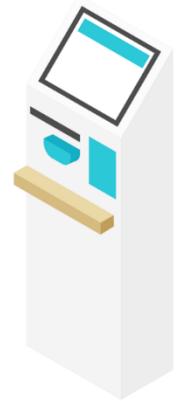
・無人監視システム



Image by macrovector on Freepik

https://www.freepik.com/free-vector/realistic-video-surveillance-camera-side-view-vector-illustration_23505496.htm#query=%E7%9B%A3%E8%A6%96%E3%82%AB%E3%83%A1%E3%83%A9&position=29&from_view=search&track=ais

・キャッシュレス型自動券売機



提供：ピクスタ

<https://pixta.jp/illustration/91446448>

枠	補助上限額	補助率
省力化投資枠 (カタログ型)	従業員数5名以下 :200万円(300万円) 従業員数6~20名 :500万円(750万円) 従業員数21名以上:1000万円(1500万円) ※賃上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ	1/2

経済対策による中堅企業等の賃上げに向けた 大規模成長投資促進

R5年補正予算 1,000億円
(国庫債務負担含め総額3,000億円)

- 地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合について、支援措置を新たに実施する。

大規模成長投資の支援

イメージ図

< 製造業 >



生産工程の抜本的改革

< CO2削減や生産性向上 >

< 卸売業 >



最新設備を導入した
物流センター

< 生産性向上 >

事業概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助

- 補助上限額 **50億円**
- 補助率 **1/3**
- ※投資下限額は10億円

成果目標

上記の事業により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

主な予算・税制による支援Ⅱ

生産性向上等に向けた設備投資支援

- 1) ものづくり補助金
- 2) IT導入補助金
- 3) 持続化補助金
- 4) 事業承継・引き継ぎ補助金

中小企業等関係予算(令和5年度補正・令和6年度概算要求)

中小企業対策費	令和5年度	令和6年度 + 令和5年度補正計上額
	1,090億円	1,082億円 + 5,420億円

【2】環境変化に挑戦する中小企業・小規模事業者等の成長支援

- GX/DXを含む新たな産業構造への転換等に当たり、中小企業・小規模事業者等による生産性向上等に向けた設備投資を支援する。
- また、「新規輸出1万者支援プログラム」を踏まえ、新規輸出に挑戦する中小企業等を支援し、売上高100億円以上など飛躍的成長を目指す中小企業の振興を図る。

補正 中小企業生産性革命推進事業【2,000億円】(ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継引継ぎ補助金)
中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入(インボイス制度への対応支援含む)、販路開拓、事業承継等を支援

事業再構築補助金【既存基金の内数】

※これまで実施してきた、事業・業種転換等といった企業の思い切った事業再構築への支援は、執行面等での必要な見直しを行う前提で、実施

当初 中小企業海外展開総合支援事業【中小機構交付金の内数】

新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出(越境ECを含むブランディング・プロモーション等)を支援

当初 グリーントランスフォーメーション対応支援事業【中小機構交付金の内数】

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンニュートラルに向けた取組を支援

補正 省エネ診断【21億円】+ **当初** 【10億円】

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」を、中小企業が安価で受けられるよう支援

補正 省エネ補助金【1,160億円】※国庫債務負担行為を含め2,325億円

工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などを、省エネ型設備へと更新することを支援。複数年の投資計画にも対応

当初 成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業) 【128億円】

大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

当初 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業【21億円】

専門家・企業間のネットワーク構築や「地域の人事部」の取組を支援。人材活用ガイドラインの普及を通じ人材の戦略的な活用を促進。地域での即戦力DX人材を育成

中小企業生産性革命推進事業

令和5年度補正予算額 2,000億円

- (1)産業技術連携課 (tel:082-224-5680)
- (2)中小企業課 (tel:082-224-5661)
- (3)流通・サービス産業課 (tel:082-224-5655)
- (4)経営支援課 (tel:082-224-5658)

事業の内容

事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

事業概要

- (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）
事業承継・M & A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M & A時の専門家活用費用等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国	補助	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	補助 (定額)	民間 団体等	補助 (1/2、2/3等)	中小 企業等
ものづくり補助金						
		申請類型	補助上限額	補助率		
		①省力化（オーダーメイド）特	750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3		
		②製品・サービス高付加価値化特	通常類型	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナウイルス回復加速化特例2/3		
			成長分野進出類型 (DX・GX)	2/3		
		③グローバル特	3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3		
⇒大幅貸上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な貸上げに取り組む事業者に対し、上記特の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新型コロナウイルス回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。						
持続化補助金						
		①通常特、②資金引上げ特、③卒業特、④後継者支援特、⑤創業特	①： 50万円 (100万円) ②～⑤： 200万円 (250万円)	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4		
⇒インボイス特例：免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ。①～⑤の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。						
IT導入補助金						
		通常特	ITツールの業務領域が1～3まで： 5万円～150万円未満	1/2		
		複数社連携IT導入特	ITツールの業務領域が4以上： 150万円～450万円以下	①インボイス対応型と同様 ②2/3		
		インボイス特	インボイス対応型	インボイス制度に対応する以下のITツール【会計・受発注・決済ソフト】： ①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円		
			電子取引型	～350万円 【会計・受発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2		
		セキュリティ対策推進特	5万円～100万円	中小企業：2/3 大企業：1/2		
事業承継・引継ぎ補助金						
		経営革新特	①創業支援類型 ②経営者交代類型③M&A類型	～800万円 1/2～2/3		
		専門家活用特	①買い手支援類型 ②売り手支援類型	～600万円 1/2～2/3		
		廃業・再チャレンジ特	～150万円	1/2～2/3		

成果目標

それぞれ以下の達成を目指す。

【ものづくり補助金】

- ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
- ・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上

【持続化補助金】

- ・事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上

【IT導入補助金】

- ・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること

【事業承継・引継ぎ補助金】

- ・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、+15%以上向上すること

中小企業生産性革命推進事業の概要

- **生産性革命推進事業**は、設備投資、販路開拓、IT導入、事業承継等への支援を通じて、中小企業・小規模事業者の**生産性を向上させることを目的**とした事業であり、令和元年より(独)中小機構の交付金及び補助事業として実施。
- 特に、**賃上げやインボイス導入、人手不足等に対する省力化への投資**、GX・DX等の事業環境変化に対応する事業者に対して、通常より**補助率や補助上限額を引き上げ、重点的に支援**。
- 令和6年度まで**継続的な切れ目ない支援を実施**。

予算額

- ・令和元年度補正予算 (3,600億円)
- ・令和2年度補正予算 (700億円 + 1,000億円 + 2,300億円)
- ・令和3年度補正予算 (2,001億円)
- ・令和4年度補正予算 (2,000億円 + 国庫債務負担行為2,000億円)
- ・**令和5年度補正予算 (2,000億円)**

支援内容

✓ ものづくり・商業・サービス補助金

中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援

✓ 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等による販路開拓等を支援

✓ 共同・協業販路開拓支援補助金

地域の販路開拓を支援する機関が行う取り組み（展示販売・商談会等）を支援を支援

✓ IT導入補助金

中小企業等によるバックオフィス効率化等のためのITツール導入を支援

✓ 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援

✓ 機構による相談支援・ハンズオン支援・周知広報

専門家支援やIT化促進支援、上記施策の周知広報等

	申請類型	補助上限額	補助率	
ものづくり補助金	①省力化（オーダーメイド）枠	750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1500万円を超える部分は1/3	
	②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナ回復加速化特例2/3
		成長分野進出類型(DX・GX)	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3
	③グローバル枠	3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3	
	⇒大幅賃上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乘せ（※新型コロナ回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。			
持続化補助金	①通常枠、②賃金引上げ枠、③卒業枠、④後継者支援枠、⑤創業枠	①：50万円（100万円） ②～⑤：200万円（250万円）	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	
	⇒インボイス特例：免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乘せ。①～⑤の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。			
IT導入補助金	通常枠	ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満	1/2	
		ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下		
	複数社連携IT導入枠	①インボイス対応類型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて～3,000万円	①インボイス対応類型と同様 ②2/3	
	インボイス枠	インボイス対応類型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・受発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円	【会計・受発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2
		電子取引類型	～350万円	中小企業：2/3 大企業：1/2
	セキュリティ対策推進枠	5万円～100万円	1/2	
事業承継・引継ぎ補助金	経営革新枠	①創業支援類型 ②経営者交代類型③M&A類型	～800万円	1/2～2/3
	専門家活用枠	①買い手支援類型 ②売り手支援類型	～600万円	1/2～2/3
	廃業・再チャレンジ枠	～150万円	1/2～2/3	

(参考) 関連資料

● 中企庁のHPにおいて事業概要チラシを掲載

(HP:中小企業対策関連予算) <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

中小企業対策関連予算

令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案関連

- 中小企業庁・小規模事業者等関連 令和5年度補正・令和6年度当初予算案のポイント(PDF形式: 793KB) (令和5年12月22日更新)
- 令和6年度 中小企業・小規模事業者・地域経済関係 概要要求等ポイント(PDF形式: 333KB) (令和5年8月31日更新)
- 生産性革命推進事業(PDF形式: 350KB) (令和5年12月19日更新)
- ものづくり補助金(PDF形式: 731KB) (令和5年12月1日更新)
- 令和5年度ものづくり・商業・サービス補助金の概要について(PDF形式: 1,393KB) (令和5年12月6日更新)
- 持続化補助金(PDF形式: 442KB) (令和5年12月19日更新)
- IT導入補助金2024(PDF形式: 544KB) (令和5年12月28日更新) **New!**
- 事業承継・引継ぎ補助金(PDF形式: 289KB) (令和5年12月19日更新)

<公募スケジュール (予定) >

- ものづくり補助金 ~~12/27~3/1 (申請受付開始は2/13~)~~
1/31~3/27 (申請受付開始は3/11~)
- 持続化補助金 1/16~3/14 (申請受付開始は2/9~)
- 事業承継・引継ぎ補助金 ~~1/9~2/16 (申請受付開始は1/9~)~~
- IT導入補助金 1/29~3/15 (申請受付開始は2/16~)

生産性向上を目指す皆様へ 令和5年12月時点

令和5年度補正予算
「ものづくり・商業・サービス補助金」
雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な向上に向けて、
新製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な
設備投資等を支援します！

STEP1 対象要件 ※公募は2期毎実施予定。専攻で変更。順次公募

- 中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス等の省力化のための設備投資・システム構築を行い、
 - ① 付加価値額 年平均成長率3%増加
 - ② 給与支給総額 年平均成長率1.5%増加
 - ③ 事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上の基本要件等を目指す3~5年の事業計画に取り組むこと。

STEP2 申請手続

- 公募要領で補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等を確認
- G2SIDを取得。電子申請システムにより申請

STEP3 事業実施、フォローアップ

- 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施
- 補助事業実施期間内に設備投資等を行い、実績報告書提出
- 3~5年の事業計画に基づき事業を実施し、事業状況報告書提出

生産性向上を目指す皆様へ 令和5年12月時点

令和5年度補正予算
「小規模事業者持続化補助金」
地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します！

【事業目的】
小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

【補助上限】
50~200万円
○ 免税事業者から請求請求書発行事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合、一律に50万円の補助上限を設定を行います。（最大250万円）
（詳細は、要領をご確認ください）

【補助率】
2/3（資金引上げに際し補助率の異なる事業のうち、赤字事業率は3/4）

【補助対象】
店舗改装、広告掲載、展示会出展費用等

【今後のスケジュール】
店舗が早い次第、逐々に公募を開始します。
※詳細は事務局ホームページ（裏面）をご覧ください。
応募方法：原則持続化補助金申請システムによる電子申請
※電子申請に必要なG2SID（アカウント）の発行は、一定の期間がかりです。事前にアカウント発行を行うことをお勧めします。電子申請は必ず要領をご確認ください。

生産性向上を目指す皆様へ 令和5年12月時点

令和5年度補正予算
「IT導入補助金」でIT導入・DX（デジタルトランスフォーメーション）による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助！
- 補助額は最大450万円/着、補助率は1/2~4/5！

生産性向上を目指す皆様へ

- 生産性向上を目指すITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。クラウド利用料を最大2年分補助し、保守費用等の導入費用も支援します。
- **インボイス対応に活用可能**
10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・携帯端末等のハードウェア導入費用も支援します。小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無（安価なツール購入も支援します）。
- **インボイス対応 電子取引取組**
取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が活用できるケースを支援します。
- **複数社連携IT導入**
10以上の中小企業・小規模事業者等が連携し、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。
- **発注者への費用負担**
独立行政法人、情報処理推進機構（IPA）がサービス「インボイスセキゴイ」お助け専用サービスに搭載されているITツールを支援します。
※詳細は要領をご確認ください。

生産性向上を目指す皆様へ 令和5年12月時点

令和5年度補正予算
「事業承継・引継ぎ補助金」
雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な向上に向けて、事業承継・M&A、グループ化後の経営革新（設備投資、販路開拓等）や、M&A時の専門家費用等を支援します！

経営革新
● **事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助します**
※1：経営者交代類型は承継前・後継者も対象です
※2：補助の中小企業は子会社とし、グループ全体の生産性向上のための投資を行う場合、グループ一体として申請できる「グループ申請」を認めています

専門家活用
● **M&A時の専門家費用に係る費用（ファンデーション・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助します**
※FA・仲介費用については、M&A支援機関制度に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

廃業・再チャレンジ
● **事業承継・M&Aに伴う廃業に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します**
※廃業・再チャレンジは、経営革新・専門家費用と同様と併用できます

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の概要 (R5年度補正予算)

- 雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、**革新的な製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援**。令和5年度補正予算においては下記の見直し・拡充等を実施。
 - ① **「省力化（オーダーメイド）枠」を新設し、補助上限額を大幅に引き上げ、省力化投資を重点支援**
 - ② 現行の枠を見直し、「**製品・サービス高付加価値化枠**」と「**グローバル枠**」に整理統合するとともに、**今後成長が見込まれる分野（DX・GX）は通常枠よりも補助上限額・補助率を引き上げることで支援を重点化**

予算額	令和5年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」2,000億円の内数		
基本要件	以下を満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額 年平均成長率+3%以上増加 ② 給与支給総額 年平均成長率+1.5%以上増加 ③ 事業場内最低賃金が 地域別最低賃金+30円以上		※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。また、基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費		
支援類型	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
	省力化（オーダーメイド）枠	5人以下 750万円（1,000万円） 6～20人 1,500万円（2,000万円） 21～50人 3,000万円（4,000万円） 51～99人 5,000万円（6,500万円） 100人以上 8,000万円（1億円）	1/2※ 小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3
	製品・サービス高付加価値化枠		
	通常類型	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21人以上 1,250万円（2,250万円）	1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3
	成長分野進出類型（DX・GX）	5人以下 1,000万円（1,100万円） 6～20人 1,500万円（1,750万円） 21人以上 2,500万円（3,500万円）	2/3
	グローバル枠	3,000万円（3,100万円～4,000万円）	1/2 小規模 2/3
	 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例 ：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者（給与支給総額 年平均成長率+6%以上等）に対して、 補助上限額を100万円～2,000万円上乘せ （申請枠・類型、従業員規模によって異なる。新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く。）		

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の主な変更点

- ・ 新制度による公募は、令和5年度補正予算を基に12月27日より17次公募を開始（～3月1日申請締切）。

1. 省力化（オーダーメイド）枠の新設

- 中小企業・小規模事業者が人手不足の解消等を目的とした、生産プロセス等の省力化の取り組みを進めるため、個々の事業者のビジネスプロセスに応じたオーダーメイド型の省力化投資等を補助上限額を大幅に引き上げて支援。

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等

- 中小企業・小規模事業者が、付加価値の高い革新的な製品・サービスの開発に取り組むために必要な設備投資等を支援。
- 今後成長が見込まれる分野（DX・GX）は成長分野進出類型とし、通常類型よりも補助上限額・補助率において重点支援。
- コロナからの回復を図りつつ、最低賃金の引き上げにも取り組む事業者を通常類型よりも補助率を引き上げて支援。
- グローバル枠については、引き続き、海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備投資等を支援。

3. 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げ特例の拡充

- 持続的な賃上げを実現するため、大幅な賃上げに取り組む事業者について、補助上限額を引き上げる（新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く）。
- 省力化（オーダーメイド）枠においては、上乗せ額を拡充し、最大2,000万円まで補助上限を引き上げる。

4. その他

- 交付候補者決定前において、一定の投資規模の事業計画に取り組む事業者に対して、口頭審査を導入。
- 令和5年度補正予算を基に行う公募の補助事業実施期間は令和6年12月10日まで（令和6年12月10日までに実績報告まで完了する必要があります。延長はできませんのでご注意ください）。
- 厚労省の産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）との連携。

「IT導入補助金2024」の概要（令和5年度補正）

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援する補助金。

1. 補助対象事業者

中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

※インボイス枠電子取引類型では、大企業も補助対象事業者を含む。

2. 補助対象ツール

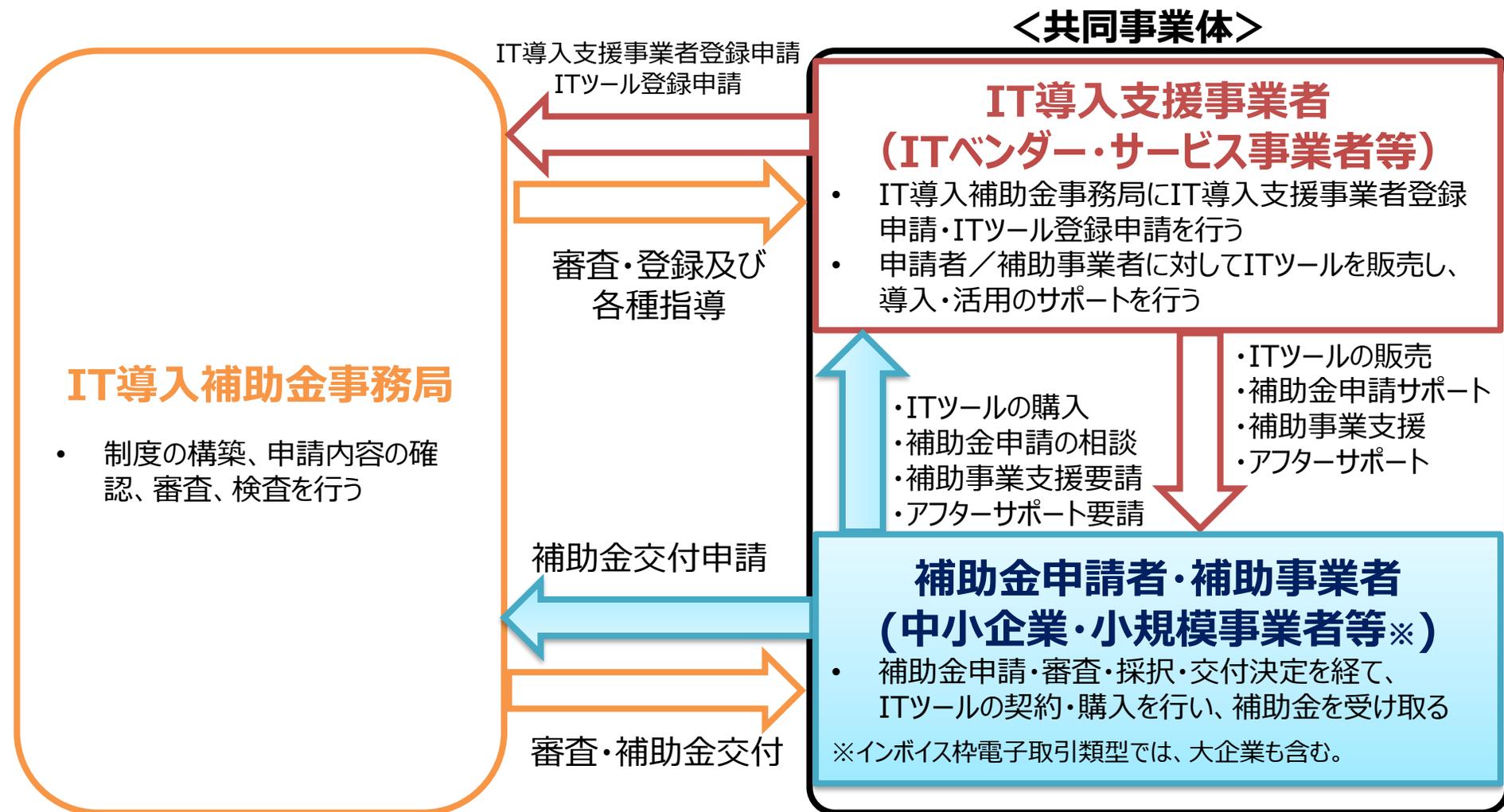
事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象。相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象を含む。

3. 補助額・補助率

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠 インボイス対応類型	電子取引類型	セキュリティ 対策推進枠
要件	業務効率化やDXの推進等に資するITツールの導入	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入	インボイス制度に対応し、会計・受発注・決済の機能を有するITツール及びそのためのハードウェアを導入	発注者がインボイス制度に対応し、受発注機能を有するITツールを導入し、受注者が無料で利用	サイバーセキュリティお助け隊サービスを導入
補助上限	ITツールの業務領域が1～3まで：5万円～150万円 4以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～100万円
補助率	中小企業：1/2	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）

補助スキーム

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要。



【参考】「IT導入補助金2024」での拡充点

- 10月1日に開始されたインボイス制度を強力に支えるため、インボイスに特化した支援枠を新設。
- 特に、小規模事業者におけるインボイス制度に対応したITツール導入を強力に支援するため、小規模事業者に対して一部高い補助率を設定（4/5）。
- そのほか、支援枠・類型の一部見直しを実施。

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
要件	業務効率化やDXの推進等に資するITツールの導入	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入	インボイス制度に対応し 、会計・受発注・決済の機能を有するITツール及びそのためのハードウェアを導入	発注者がインボイス制度に対応し、受発注機能を有するITツールを導入し、受注者が無料で利用	サイバーセキュリティお助け隊サービスを導入
補助上限	ITツールの業務領域が 1～3まで：5万円～150万円 4以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～100万円
補助率	中小企業：1/2	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）

小規模事業者持続化補助金の概要①

- 小規模事業者が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。



【商工団体の支援】
・申請に当たっては、商工会・商工会議所の**経営指導員が伴走支援。**

<現状分析>
・自社の製品・サービスの販売状況
・顧客や競合の将来の見通し 等

<経営計画策定>
・現状分析を踏まえ、**販路拡大**に向けた経営計画の作成に際し**助言・指導等**の実施

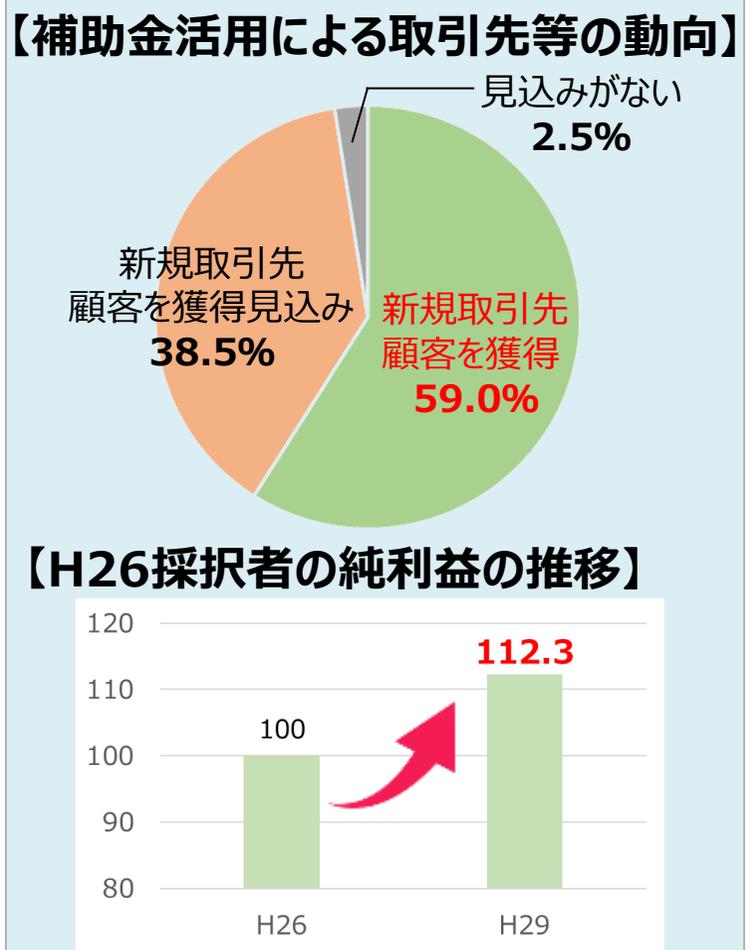
【補助目的】
・小規模事業者の販路拡大

【補助上限額】
・**50～250**万円

【補助率】
・**2/3**
(賃金引上げ枠において、赤字事業者**3/4**)

【補助対象経費】
・機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発費、委託・外注費など

【事業実施例】
・商品のHP制作、店舗の改装、展示会出展、チラシ作成、商品開発など



小規模事業者持続化補助金の概要②

- 小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援。
- 令和5年補正予算では、免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者に対して、補助上限額を一律に引き上げる**インボイス特例を継続実施**。

<補助対象要件>

- 通常枠**：経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者
 - 賃金引き上げ枠**：事業場内最低賃金を地域別最低賃金より50円以上引き上げる小規模事業者
 - 卒業枠**：雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
 - 後継者支援枠**：アトツギ甲子園のファイナリスト等となった小規模事業者
 - 創業枠**：産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者
 - インボイス特例**：免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者
- ※賃金引き上げ枠、卒業枠、新陳代謝枠、インボイス特例は通常枠の補助対象要件を満たしていることが要件

<対象経費>

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

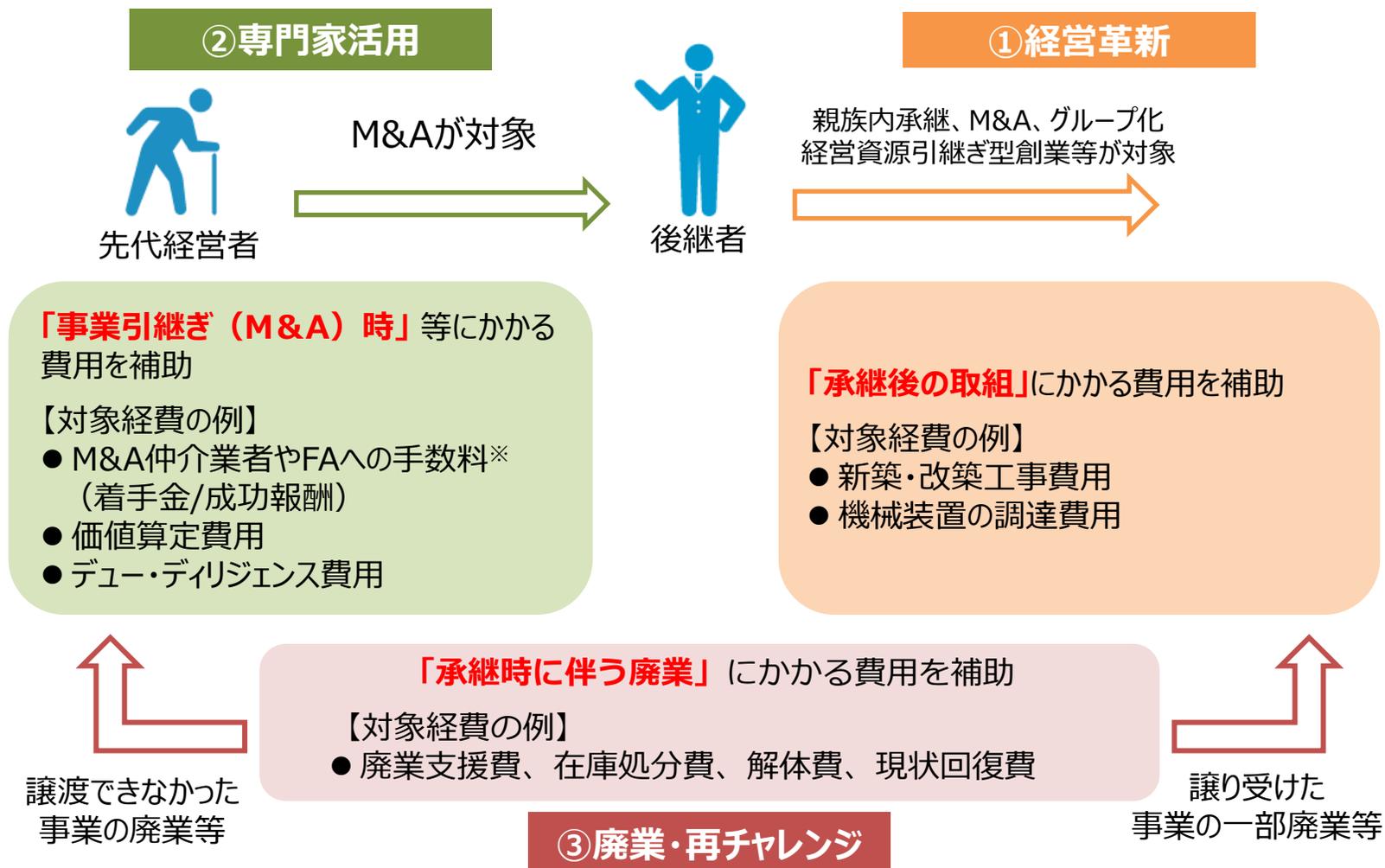
	通常枠	特別枠			
		賃金引き上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (賃金引き上げ枠のうち赤字事業者は3/4)			
補助金額	50万円	200万円			
インボイス特例	50万円 (免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者を対象に補助上限を上乗せ)				

今後の予定

第15回 公募開始：令和6年1月16日（火） 申請受付開始：2月上旬予定 受付締切：3月14日（木）

事業承継・引継ぎ補助金の概要

- ①事業承継・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、②M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャル・アドバイザー、デュー・ディリジェンス等）、③廃業・再チャレンジの取組を支援。



事業承継・引き継ぎ補助金

【生産性革命推進事業（令和5年度補正予算案 2,000億円）の内数】

- 事業承継やM&Aに係る設備投資等、M&A時の専門家活用に係る費用(ファイナンシャルアドバイザー(FA)や仲介に係る費用、デュー・ディリジェンス、セカンド・オピニオン、表明保証保険料等)を補助。
- 複数の中小企業を子会社化し、優良な経営資源を提供してグループ一体となって成長を目指す「中小企業のグループ化」を支援するため、経営革新枠において、複数の中小企業がグループ全体の生産性を向上させるための投資を行おうとする場合、グループ一体として申請できるように運用変更する。
- 2024年1月9日（火）から8次公募要領開示および交付申請受付開始（**説明会時点で既終了**）。

	経営革新枠 (グループ申請を新設)	専門家活用枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	経営資源引き継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	600~800万円* * 一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ	600万円* * M&Aが未成約の場合は300万円	150万円* * 経営革新事業、専門家活用事業と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1 / 2・2 / 3* * 中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下(物価高影響等)、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当する場合：2 / 3	買手支援型：2 / 3 売手支援型：1 / 2・2 / 3* * ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合：2 / 3	1 / 2・2 / 3* * 経営革新事業、専門家活用事業と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率
対象経費	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

主な予算・税制による支援

- ・賃上げ促進税制

中小企業等関係予算(令和5年度補正・令和6年度概算要求)

税制改正事項

税

賃上げ促進税制(延長・拡充)

中小企業を対象に前例のない長期となる、5年間の税額控除の繰越措置を創設。さらに、教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和するとともに、子育てとの両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設し、適用期限を3年間延長。かつてない高い税額控除率(最大45%)を実現

税

中小企業事業再編投資損失準備金税制(延長・拡充)

成長意欲のある中堅・中小企業による複数回M&A(グループ化)を集中的に後押しする観点も踏まえ、適用期限を3年間延長するとともに、抜本的に(準備金の積立割合を2回目のM&Aで90%、3回目以降で100%とし、据置期間を10年に)拡充

※外形標準課税(見直し)

外形標準課税の対象外となっている中小企業やスタートアップ(資本金1億円以下)については、引き続き対象外となる形で見直し

税

交際費課税の特例(延長・拡充)

交際費を800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置を3年間延長するとともに、交際費等から除外される飲食費に係る基準を1人あたり10,000円以下に拡充

税

法人版・個人版事業承継税制(延長)

中小企業の事業承継を後押しするため、贈与税・相続税を100%猶予を受けるために必要な特例承継計画の提出期限を2年延長

税

少額減価償却資産の特例(延長)

中小企業による30万円未満の少額の減価償却資産の即時償却を可能とする特例措置を2年間延長

税

地域未来投資促進税制(拡充)

地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される、成長志向の中堅企業が行う大規模国内投資を後押しするため、中堅企業枠を創設(税額控除率6%)

賃上げ促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後【措置期間：3年間】

改正前【措置期間：2年間】

大企業

※1

継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	両立支援 ・ 女性活躍 プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%
+4%	15%					
+5%	20%					
+7%	25%					

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%	+20%	5% 上乘せ	30%
+4%	25%			
-	-			
-	-			

中堅企業

※2

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	両立支援 ・ 女性活躍 プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%
+4%	25%					

中小企業

※3

全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+5%	10% 上乘せ	両立支援 ・ 女性活躍 くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%
+2.5%	30%					

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+10%	10% 上乘せ	40%
+2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。

※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。

※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。